

当医院からのご案内

◆当医院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています。

■**歯科初診料の注1に規定する基準（歯初診）**

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

■**歯科治療時医療管理料加算（医管）**

患者様の歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることができます。

■**地域医療連携体制加算（歯地連）**

通院が困難な患者様が在宅療養等できるよう、複数の保険医療機関が連携して緊急時の歯科診療ができる体制を整備しています。

■**歯科訪問診療料の注15に規定する基準（歯訪診）**

在宅で療養している患者様への診療を行っています。

■**歯科口腔リハビリテーション2（歯リハ2）**

顎関節症の患者様に、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っています。

■**口腔粘膜処置（口腔粘膜）**

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

■**CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー（歯CAD）**

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー(かぶせ物、詰め物)を用いて治療を行っています。

■**歯周組織再生誘導手術（GTR）**

重度の歯周病により歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜を使用して歯槽骨の再生を促進する手術を行っています。

■レーザー機器加算（手光機）

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

■クラウン・ブリッジの維持管理（補管）

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

■歯科外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（歯外在べⅠ）

医療現場で働く方々のベースアップを行うことで、人材を確保し、良質な医療提供を持続させるための取り組みです。令和6年6月以降、患者様の診療費のご負担が上がる場合がありますが、医療現場で働く方々のベースアップにすべて充てられますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

医療法人 山上歯科 管理者(院長)：深澤 高寿